

宮城県公報

宮 城 県
(総 務 部 私 学 文 書 課)
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎 週 火 , 金 曜 日 発 行)

目 次

告 示

ペ ー ジ

○ 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消 防 課)	一
○ 液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託	(同)	一
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共 同 参 画 社 会 推 進 課)	一
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 課)	二
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	二
○ 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(農 林 水 産 経 営 支 援 課)	二
○ 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	三
○ 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	三
○ 保安林の指定の解除の予定	(森 林 整 備 課)	三
○ 都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都 市 計 画 課)	四
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧(九件)	(同)	四
企 業 局		
○ 仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用に係る使用料の徴収事務の委託		五
病 院 局		
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		五
教 育 委 員 会		
○ 教育委員会定例会の開催		六
選 挙 管 理 委 員 会		
○ 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		六

告 示

○宮城県告示第三百三十五号
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第十七条の規定により公示する。

平 成 二 十 二 年 四 月 九 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付並びに再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八條の四の二第一項の規定により液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第一号)第一百七七条の規定により公示する。

平 成 二 十 二 年 四 月 九 日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ地域後継者結婚相談センター

一 代表者の氏名 佐々木 智翔

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区中田町字二軒橋一番地の二十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域後継者に対して、結婚情報を積極的に提供し、多様な出会いの機会を与える場を創る等結婚に関する支援事業を実施することによって、未来のみやぎ地域を担う後継者の定着を図り、もってみやぎ地域の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月一日

○宮城県告示第三百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二七〇〇三九五	夢の風とみや 黒川郡富谷町富谷字西沢十三番地	就労移行支援B型	社会福祉法人 永楽会	平成二十二年四月一日
○四二二八〇〇〇九六	カムカム2 加美郡加美町菜切谷字正源八番二号	児童デイサービス 短期入所	特定非営利活動法人くもり のちはれ	平成二十二年四月一日
○四二五五〇〇七一九	バルいすみ 仙台市泉区七北田字大沢鳥ヶ沢八・十一	就労継続支援B型	仙台市	平成二十二年四月一日
○四二五五〇〇七二七	桂ヘルパーステーションそよ風 仙台市泉区桂一丁目十七・七メデカマンシヨウ桂一階	居宅介護 重度訪問介護	株式会社メデカジャパン	平成二十二年四月一日
○四二五五〇〇七三五	はる介護サービス・天神沢 仙台市泉区天神沢一丁目十一番五号セントヒルズ仙台B六一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アイリス e	平成二十二年四月一日

○宮城県告示第三百二十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
○四一〇五〇〇二二七	特定非営利活動法人 ネットワークオレンジ	オレンジキッズ 気仙沼市八日町一丁目四番十二号	オレンジキッズ 気仙沼市南町二丁目一番三十二号	平成二十二年三月八日

○宮城県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十二年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 角田市梶賀字高畑北百五十三番地 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地の一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合
- 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合
- 大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合
- 栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合
- 登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合
- 登米市東和町米川字小田百十番地の一 東和町森林組合
- 登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合
- 本吉郡本吉町坊の倉八番地の一 本吉町森林組合

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

気仙沼市森林組合

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地の三

南三陸森林組合

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

石巻地区森林組合

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

宮城県森林組合連合会

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

宮城県木材協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十二年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十二年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二

仙台農業協同組合

亘理郡亘理町達隈田沢字遠原三十六号

みやぎ亘理農業協同組合

名取市増田一丁目十二番三十六号

名取岩沼農業協同組合

岩沼市中央二丁目五番二十号

岩沼市農業協同組合

黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二

あさひな農業協同組合

大崎市古川北町三丁目十番三十六号

古川農業協同組合

加美郡色麻町四竈字爪木町十四番地の一

加美よつば農業協同組合

大崎市岩出山下野目字二ツ屋三十九番地

いわでやま農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

みどりの農業協同組合

栗原市志波姫堀口見渡一番地

栗つこ農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

石巻市中里五丁目一番十二号

いしのまぎ農業協同組合

本吉郡南三陸町志津川字大森一番地

南三陸農業協同組合

仙台市青葉区錦町一丁目六番二十五号

宮城県酪農農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

1 登米市東和町米川字西上沢二四一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

1 栗原市栗駒沼倉耕英東一一四の四、一六〇の四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

三 解除予定保安林の所在場所

1 伊具郡丸森町字敷文西三の三

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(次の図)は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百四十四号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十五号

登米市から迫都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

登米都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十六号

登米市から迫都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

1 種類 登米都市計画地区計画

2 名称 萩洗地区計画、中江四丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十七号

大崎市から古川都市計画及び岩出山都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十八号

大崎市から古川都市計画及び鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画準防火地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百四十九号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百五十号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画地区計画

2 名称 古川駅東地区計画、福沼地区計画、古川南地区計画、台町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百五十一号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画集落地区計画

2 名称 鶴ヶ埵集落地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百五十二号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年四月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百五十三号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十二年四月九日

一 都市計画の種類

1 種類 大崎広域都市計画地区計画

2 名称 小牛田駅東部地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

企業局

○宮城県企業局告示第一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、仙台港国際ビジネスサポートセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
平成二十二年四月九日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司

一 委託した相手の所在地及び名称

仙台市宮城野区港三丁目一番三号

株式会社仙台港貿易促進センター

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

病院局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十二年四月九日

病院事業管理者 木 村 時 久

一 落札に係る物品の名称及び数量 生体情報モニタリングシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十二年三月二十四日

四 落札者の氏名又は名称及び所在地 丸木医科器械 株式会社 仙台市太白区西中田三丁目二十番七号

五 落札金額 三千八百八十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十二年二月十二日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十二年四月九日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十二年四月十五日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

一 宮城県指定文化財の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

一 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

二 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

第十八A区集会所の項中「第十八A区集会所」を「四日市場沖集会所」に改める。
富上集会所の項を削る。